

平成23年 第3回定例会
予算決算常任委員会 教育警察分科会

I 議案補充説明

ページ

議案第56号	「公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」	1
議案第57号	「県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」	5

平成23年11月28日

教育委員会

議案第56号

「公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について

1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する平成23年11月1日付けの給与改定に関する勧告並びにへき地教育振興法の一部改正に鑑み、公立学校職員の給料月額の変更、へき地学校等指定基準の制定等を行うものです。

2 主な改正内容

(1) 給料月額の引下げ

初任給を中心とした若年層を除き、引き下げます。

(引き下げ額：△100～△600円)

(2) 自宅に係る住居手当の廃止

自宅に係る住居手当を廃止します。廃止に当たっては、次のとおり所要の経過措置を講じることとします。

【経過措置】

現行	24年度	25年度	26年度	27年度
2,700円	2,100円	1,400円	700円	完全廃止

(3) へき地手当等に関する指定基準等の制定

国の地域主権改革の中で、平成23年5月2日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律」により「へき地教育振興法」が改正され、これまで文部科学省令で定められていた基準が条例委任されることに伴い、条例上にへき地学校の指定基準等に係る規定を整備します。

- 指定基準は、文部科学省令（へき地教育振興法施行規則）で定める基準に準拠した基準とします。（指定の見直しは、省令で概ね6年ごとに行うこととされており、前回の見直しは平成21年度に行っています。）

- へき地手当の支給割合は、次のとおりとします（現行どおり）。

5級地	4級地	3級地	2級地	1級地	へき地学校に準ずる学校
25/100	20/100	16/100	12/100	8/100	4/100

※ なお、県内に5級地、4級地の学校は存在しません。

- ・ ただし、地域手当との併給調整を行うことから、上記支給割合の額から地域手当の額（4/100）を減じた額がへき地手当の支給額となります。

（4）給料月額の減額調整

本年4月から11月までの期間に係る公民給与の較差相当分を年間給与でみて解消するため、12月の期末手当で減額調整を行います。

3 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日

（ただし、2の（2）自宅に係る住居手当の廃止、（3）へき地手当等に関する指定基準等の制定については、平成24年4月1日）

【参考】平成23年県人事委員会勧告

公民較差 △357円（△0.09%）

〔国人事院勧告 △899円（△0.23%）〕

へき地学校指定基準

<p>【基準点数】 (陸地用基準点数) 以下の距離に応じた点数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅又は停留所までの距離 ・ 旧総合病院までの距離 ・ 病院までの距離 ・ 診療所までの距離 ・ 高等学校までの距離 ・ 郵便局までの距離 ・ 市町村教育委員会までの距離 ・ 金融機関までの距離 ・ スーパーマーケットまでの距離 ・ 市の中心地までの距離 ・ 県庁所在地（これに準ずる都市）の中心地までの距離 <p>(島用基準点数) 以下の回数、距離に応じた点数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本土からの月間の定期航行回数 ・ 本土からの海上の距離 ・ 船着場までの距離 <p>上記陸地用基準点数に掲げる施設が島外に所在する場合の加算点数</p> <p>上記陸地用基準点数に掲げる施設までの距離のうち、海上を交通する部分については1日の定期航行の回数による点数</p>	<p>【補正点数】 基準点数に以下の回数に応じた割合を乗じた点数を加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関の1日の運行回数
	<p>【調整点数】 以下の場合に点数を加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在学する児童・生徒の総数の3/10以上の住所地在学校から4km以上の距離にある場合 ・ 最短距離にある図書館、博物館等までの距離が12.5km以上の場合 ・ 勤務する教員の数が5人以下の場合
	<p>【都市近郊調整】 当該学校から人口3万人以上の市町村の市役所、町村役場の所在する地点までの距離が40km未満の場合、その距離に応じた点数を減算</p>

※ 文部科学省令で定める基準のうち、本県に該当しない規定については削除しています。

上記の点数を積み上げた合計点数により級地等を決定

5級	4級	3級	2級	1級	準へき地	特別の地域
200点以上	160～199点	120～159点	80～119点	45～79点	35～44点	30～34点

◎へき地学校一覧(H23.4.1時点)

設置者	学校名	住所	級地
津市	美杉小学校	美杉町奥津1025	へき地学校に準ずる学校
松阪市	香肌小学校	飯高町森1810-2	2級
	飯高西中学校	飯高町宮本216	2級
	飯高学校給食センター 森調理場	飯高町森1410	2級
大台町	宮川小学校	茂原543-3	特別の地域に所在する学校
	宮川中学校	茂原643-8	特別の地域に所在する学校
大紀町	錦小学校	錦426-1	1級
	大紀中学校	崎291-3	特別の地域に所在する学校
南伊勢町	南島西小学校	村山1036	2級
	南島西中学校	小方竈20	2級
	南島東小学校	費浦188-2	1級
	南島中学校	東宮1033	1級
	南海小学校	迫間浦1020-1	へき地学校に準ずる学校
	宿田曾小学校	田曾浦3813	へき地学校に準ずる学校
鳥羽市	神島小学校	神島町388	3級
	神島中学校	神島町505-2	3級
	桃取小学校	桃取町21	1級
	答志小学校	答志町941-1	1級
	菅島小学校	菅島町1-2	1級
	答志中学校	答志町2220-5	1級
尾鷲市	三木小学校	三木浦町391	へき地学校に準ずる学校
紀北町	赤羽小学校	紀伊長島区島原2708-2	1級
	海野小学校	紀伊長島区海野411	1級
	赤羽中学校	紀伊長島区島原2697-2	1級
	志子小学校	紀伊長島区島原715	特別の地域に所在する学校
熊野市	神上小学校	神川町神上63	2級
	神上中学校	神川町神上63	2級
	五郷小学校	五郷町寺谷1123	1級
	入鹿小学校	紀和町大栗須1	1級
	五郷中学校	五郷町桃崎1698-1	1級
	入鹿中学校	紀和町小栗須27	1級
	飛鳥小学校	飛鳥町野口375	へき地学校に準ずる学校
御浜町	尾呂志学園小学校	上野535-5	1級
	尾呂志学園中学校	上野535-5	1級

※ 上記一覧表には現在休校中の学校は除く。

◎へき地手当

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在するへき地学校及びへき地学校に準ずる学校に勤務する職員に対して支給する手当

・支給対象

本県においては、
3級地、2級地、1級地、
へき地学校に準ずる学校

・支給割合

3級地	16/100
2級地	12/100
1級地	8/100
へき地学校に 準ずる学校	4/100
特別の地域に 所在する学校	へき地手当は支給されない

※ 地域手当との併給調整あり

◎へき地手当に準ずる手当

職員がへき地学校、へき地学校に準ずる学校、特別の地域に所在する学校に異動し、その異動に伴って住居を移転した場合に支給する手当

・支給対象

本県においては、
3級地、2級地、1級地、
へき地学校に準ずる学校、
特別の地域に所在する学校

・支給割合

5年目まで	4/100
6年目	2/100

議案第57号

「県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」について

1 改正理由

公立学校職員の給料月額の改定に準じ、現業職員の給料月額の改定を行うものです。

2 主な改正内容

県立高等学校等の現業職員の給料月額について、初任給を中心とした若年層を除き引き下げます。(引き下げ額：△100～△400円)

3 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日